受付場所 子育て推進

新規利用申込受付日時(希望保育園別)

1月9日

(火)

青梅みどり第

青梅ゆりか

保育園一覧表(50音順)(平成30年4月1日予定)

青梅ゆりかこ

第二、おそき、か

すみ、成木、梅郷、

日向和田、二俣尾、

三田、よしの

保育所名

今井

今寺

青梅

青梅梨の木

青梅みどり第

青梅みどり第

青梅ゆりかこ

青梅ゆりかご第

おそき

かすみ

かすみ台第

かすみ台第

かすみ台第

河辺

上長渕

駒木野

新町

新町西

新町東

鈴の音

ちがせ

友田

長渕

成木

梅郷

畑中

日向和田

二俣尾

三田

よしの

(市役所1階12番窓口)

各市民センター、

子育て支

子育て推進課、各保育園

受付日

受付時間

第一希望の

保育園

3

4

5

6

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

請

等

တ

配

▽必要書類が不足している

あらかじめ現況届を現在通

ることができませんの 場合は、申請を受け付け

新規利用申請受付期間中に 園中の保育園等に提出し、

け付けます。

また、29年度中に申請を

午前9時~午後5時

せんので、下表期間内で受 の受付指定日は設けていま

11日

今寺、かすみ台第

一・第二・第三

午後5時~8時

(夜間窓口)

特に指定はありま

定員 開所時間

 $130 | 7:30 \sim 19:00$

 $120 | 7:00 \sim 20:00$

 $100 | 7:00 \sim 19:00$

 $110 | 7:00 \sim 20:00$

 $110 | 7:00 \sim 20:00$

 $40 | 7:00 \sim 19:00$

70 $|7:00 \sim 19:00$

 $110 | 7:15 \sim 19:15$

 $80 | 7:00 \sim 19:00 |$

 $190 | 7:00 \sim 20:00$

 $210 | 7:00 \sim 20:00$

 $70 | 7:00 \sim 19:00$

 $170 | 7:00 \sim 20:00$

110 $7:00 \sim 20:00$ 110 $7:00 \sim 20:00$

 $160 | 7:00 \sim 20:00$

 $165 | 7:00 \sim 20:00$

 $170 | 7:00 \sim 20:00$

 $110 | 7:00 \sim 19:00$

95 $7:30 \sim 19:00$

70 $7:15 \sim 19:15$

 $100 | 7:00 \sim 19:00$

 $80 | 7:00 \sim 19:30$

 $45 | 7:15 \sim 18:45$

 $40 | 7:15 \sim 18:45$

65 $|7:30 \sim 19:00|$

 $7:15 \sim 18:45$

65

 $80 | 7:30 \sim 19:00 |$

 $7:00 \sim 20:00$

100

せん

電話

31 - 5856

22 - 2872

24 - 7481

23 - 3600

24 - 7400

5315

2235

23 -5527

24 -4455

74

22

31 -5760

23 -- 1569

31 -

23 - 3045

31 - 1293

22 - 1321

31 - 5302

31 - 2363

31 - 7841

24 - 4152

22 - 7935

22 - 8102

74 - 7321

76 - 1088

8103

3420

9466

8022

22

23

78

78 -

76 -0809

虐待防止推進月間」と定

児童虐待防止のため

国では、11月を

ちません。

る痛ましい事件が後を絶

対する虐待や命が奪われ

4804

- 1429

河辺、鈴の音

育事業、事業所内保育事業 家庭的保育事業、小規模保 間中の他の受付日にお越し

12日

(金)

今井、青梅、上長

友田、長渕、せん

せ、

畑中

ください。認定こども園、

なお、仕事等で受付指定日 ちのうえ、お越しください。

渕、駒木野、ちが 特に指定はありま

0歳児受け入れ月齢

56日を経過した翌月1日から

6か月を経過した翌月1日から

56日を経過した翌月1日から

5か月を経過した翌月1日から

6か月を経過した翌月1日から

,

ち

は

月

に来庁できない場合は、

期

の受付指定日に、必ず印鑑

(朱肉を使うもの) をお持

13日

(土) 午前9時~

午後1時

けます。第一希望の保育園

新規利用受付期間 30年1 申請が必要となります。

(火)~13日(土)

いる方も、新たに30年度の し、現在利用待機となって

10日

(水)

青梅梨の木、新町

新町西、新町東

※この期間を過ぎての申請は、第2次選考以降の取り扱いとなります。

住所

今寺1-531-2

滝ノ上町 1274-1

河辺町 6-12-3

師岡町4-8-8

師岡町1-113-20

師岡町 3-10-5

東青梅 5-22-2

東青梅 6-1-12

野上町 3-12-1

河辺町 4-20-12

駒木町 2-46-1

河辺町 7-14-2

千ヶ瀬町 3 — 389 —

新町 2-21-9

新町8-5-2

大門 3-4-5

友田町 4-106

成木 4-683-5

梅郷 3 - 776 - 7

日向和田 2-374

二俣尾 4-1067

柚木町 2-312-

のさまざまな広報・啓発 店動を行っています。

断は、

長淵 4 - 225

畑中2-593

沢井 2-843

大門 2-253

谷野 191-1

長淵 7 - 311

小曾木 4 - 2227 - 1

受付日時(希望保育園別

下表のとおり

来年4月からの 保育園 新規利用 希望者受付

▽申請書と一緒に配布して

いる「平成3年度保育園

等利用の御案内」を必ず

読んで、手順をご確認の

うえ、申請してください。

内の保育園等の利用を希望 する方の新規申請を受け付 市では、来年4月から市 希望の保育園等の変更 30年度4月利用申請した でご注意ください。 更について(注 望の保育園等 意 望の手続きを、子育て推進 印鑑(朱肉を使うもの)を 課でしてください

用成

30

年

申

▽各保育園等には定員があ があります。 るため、希望する保育園 子ども家庭支 申請受付期間内のみ可能で の午後1時までに、印鑑(朱 希望の保育園等を変更し 青梅市外の保育園等を

す

方

証明書を子育て推進課へ提

度区市町村民税(非)

課税

援センター、 援センター、

中央図書館

転園を希望する方 肉を使うもの)をお持ちの ている方で、別の保育園等 うえ、子育て推進課で手続 へ転園を希望する場合は、 きをしてください。 現在、保育園等を利用し 現在、すでに市外の保育園 を利用している方には、 で手続きをしてください。 類を添付し、子育て推進課 認のうえ、申請書に必要書 する市区町村に申請期日 希望する場合、利用を希望 により異なります)をご確 (申請期日は、各市区町村 市外の保育園等の利用を

書類を提出してください 保育料決定に必要な 請書を送付します。

1日現在の住所が市外の方 づき決定します。29年1月 保育料は、市民税額に基

※正当な理由なく必要書類 構です。

ので、提出はコピーでも結 れた書類は返却できません なお、原則として提出さ

い場合は、利用決定が取を期日までに提出しな

保育料決定のための書

両親の平成29年

出してください。

消しになることがあり ますのでご注意くださ

申

保育・幼稚園係 い合わせ 子育て推進

日時 ①午前9時から② 時10分から③午後1 分から42時40

催します。 援のため「相談会」を開 抱えているご家族への支 て、ひきこもりの問題を するための第一歩とし このような状況を改善

います。

よりよい育成環境づくりに

員として健全に育つよう、

子ども・若者が社会の一

ご協力ください。

また、子ども・若者の薬

ひきともりの問題を抱えている と参照のための間

支

え

ょ

年度

ども・若者育成支援強調月間

輝くひとの 夢みらい

地域全体で支えていく社会

を築くことが重要です。

内閣府では、11月を「子

となり、 傾向があります。 ると、社会的自立が困難 ていく状況に陥りやすい ひきこもりが長期化す 社会から孤立し 対 象 会 場

に、地域住民

の取り組みや参加により、 力するととも 援に関わる団体等が連携協 子ども・若者·

を孤立させず、

ださい。

援課青少年担当

い合わせ 子ども家庭支

を見かけたら、11番してく 物乱用や深夜はいかいなど

その他 費用無料 定員 申し込み 電話で子ども ※1家族あたり80分以内 家庭支援課青少年 法人の相談員が相 ち、 歳の若年者の家族 をお受けします。 先着4家族(予約 経験豊かなNPO 15歳~おおむね39 市役所内相談室 専門的知識を持 複雑化してい ど、子ども・若者の問題は、 どもが被害者となる事件な 浄化にご協力 童虐待、児童ポルノ等の子 は、行政、青少年の育成支 行、いじめなどの問題、児 登校などの問題や少年非 これらの問題の解決に 平成 子5年

ニート、

きこもり、不

間」と定め、子ども・若者 ども・若者育成支援強調月

加を促す期間としていま

育成支援に関する理解と参

┉力ください~ と社会環境の

は やく 平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語 児 知らせる勇気 童虐 待 防止 推 進月間」 つなぐ声

私たちの夢であり、希望 満ちています。子どもは、 しかし、子どもたちに 子どもたちが輝いてい 次の社会を担う 明るく活気に の連絡が、 どもを虐待 歩となります。 の行動を起 から守るための大きな ても重要です。 市町村や児童相談所へ 子どもを虐待 から救うため こすことがと

▶「虐待かな?」と思ったら

所へご連絡ください。 ンターや児童相談所が行 センターまたは児童相談 「虐待」かどうかの判 すぐに子ども家庭支援 子ども家庭支援セ

問い合わせ 子ども家庭 支援課支援係 通の電話番号です。お 相談ができる全国共 日児童相談所に通告・ た時などに、2時間365 ク) …虐待かもと思っ イアル四189(イチハヤ 近くの児童相談所に



虐待から守るために

ときは、ためらわずに子 虐待を受けたと思わ

りません。

連

絡の内容や誰

責任を問われることはあ

待に当たらない場合でも

います。連

絡の内容が虐

れる子ども」を見つけた

▼児童相談所全国共通ダ ▼掲立川児童相談所**な** を親などに知らせること ▼市子ども家庭支援セン はありません。 が連絡をしてきたかなど ターな24・2126